

IASB 公開草案 IFRS 実務記述書 第1号「経営者による説明」の解説

ASBJ 専門研究員 きりはら わか
桐原 和香

I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2021 年 5 月 27 日に公開草案 (ED/2021/6) IFRS 実務記述書 (PS) 第 1 号「経営者による説明」(本公開草案) を公表した (コメント期限: 2021 年 11 月 23 日)。本公開草案は、現行の PS 第 1 号「経営者による説明」を大幅に改訂し、企業報告の環境変化を反映した新しいフレームワークの提案について意見を求めることを目的としている。

本稿では、本公開草案の概要について解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II. 本公開草案の背景

PS 第 1 号は、企業が「経営者による説明」を作成するための包括的なフレームワークを提供するものであり、2010 年 12 月に公表された。「経営者による説明」は、「経営者による検討及び分析 (MD&A)」等とも呼ばれる、企業の財務諸表を補完する報告書であり、企業の財務

業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供するものである。

IASB は、企業に経営者による説明の作成を要求し PS 第 1 号の適用を要求することを判断するのは、各法域の規制当局の責任であると考え、PS 第 1 号を IFRS 基準書ではなく、実務記述書の形式で公表しており、本公開草案においても、PS 第 1 号が IFRS 基準を構成しないことが提案されている (本公開草案 BC18 項から 20 項)。

本改訂プロジェクトは、昨今の投資者及び債権者が必要とする情報の変化、投資者等のニーズと企業報告に含まれる情報とのギャップの拡大、サステナビリティ報告書や統合報告書等の「企業価値」という概念を取り入れた企業報告の進展を踏まえ、2017 年 11 月に IASB のアジェンダに追加された。本改訂により、十分な柔軟性¹ 及び十分な規律² をともに提供する、投資者等が必要とする情報に焦点を当てた包括的な要求事項と、経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立つためのガイダンス

1 十分な柔軟性: 経営者による説明が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項に焦点を当て、それらの事項及びそれらに対する経営者の対応に関する企業固有の情報を提供する。

を提供することを目的としている。

Ⅲ. 本公開草案の概要

1. PS 第 1 号の地位

前述のとおり PS 第 1 号は IFRS 基準を構成しないため、企業が適用するのは、法域において規制当局が法令等で要求する場合又は企業が任意で適用する場合との提案がなされている（本公開草案 14 項、BC18 項から BC21 項）。

なお、PS 第 1 号は、IFRS 基準を構成しないという意味でその適用は任意であるが、PS 第 1 号を適用することとした場合には企業はその内容に従わなければならないため、IASB は本公開草案における規定を「要求事項」という用語で表現することを提案している（本公開草案 BC22 項）。

2. 経営者による説明の利用者

本公開草案は、経営者による説明は、企業の投資者及び債権者の情報ニーズを満たすために作成され、他の利害関係者（例えば、企業の従業員、政府機関又は一般大衆）のニーズを満たすことは経営者による説明の目的ではないと説明することを提案している（本公開草案 IN4 項）。

3. 経営者による説明の承認等

本公開草案では、企業は、経営者による説明の公表が承認された日を記述し、その承認を与えた機関又は個人を識別しなければならないと提案している（本公開草案 2.4 項）。また、経営者による説明における情報は、報告期間の末日と経営者による説明の公表の承認日との間に

発生する事象を反映しなければならないと提案している（本公開草案 13.6 項）。

経営者による説明は、承認日の後の事象を反映していないため、投資者等にとっては承認日を知ることが重要であり、また、投資者等に対して、誰が経営者による説明に責任を持ち、誰の視点でそれを提供しているかを示すことは有用であるためとしている（本公開草案 BC27 項）。

4. 準拠表明

本公開草案では、PS 第 1 号の要求事項のすべてに準拠している経営者による説明には、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならないと提案している（本公開草案 2.5 項）。具体的には、企業が次のすべての要求事項を満たしているか否かを判断することを提案している（本公開草案 BC32 項）。

- (1) 本公開草案における経営者による説明の目的を満たし、投資者等に重要性がある情報を提供していること。
- (2) 経営者による説明の情報が、すべての内容領域の開示目的を満たしていること。
- (3) 経営者による説明の情報が、本公開草案の第 13 章の属性（attributes）を有していること。
- (4) 経営者による説明におけるすべての指標が、本公開草案の第 14 章の要求事項に準拠していること。

また、PS 第 1 号の要求事項のすべてではなく一部に準拠している場合には、その経営者による説明には準拠の旨の記述を含めることができるが、その記述は限定付きとしなければならないが、PS 第 1 号の要求事項からの離脱の理由を示すことが提案されている（本公開草案 2.6 項）。

- 2 十分な規律：経営者による説明の外部からの保証（例えば、外部監査又は他の外部レビュー）を容易にし、国内の立法者及び規制当局が本実務記述書を強制することを可能にし、それに対する準拠を執行する能力を強化する。

5. 経営者による説明の目的

本公開草案では、経営者による説明は、次のような情報を提供しなければならないことが提案されている（本公開草案 3.1 項）。

- (1) 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者等の理解を高める情報。
- (2) 長期を含むすべての時間軸にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する情報。

本公開草案は、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項（財務諸表で認識されていない無形の資源及び関係、環境・社会・ガバナンス（ESG））に関する重要性がある企業固有の情報についても、開示目的を満たすた

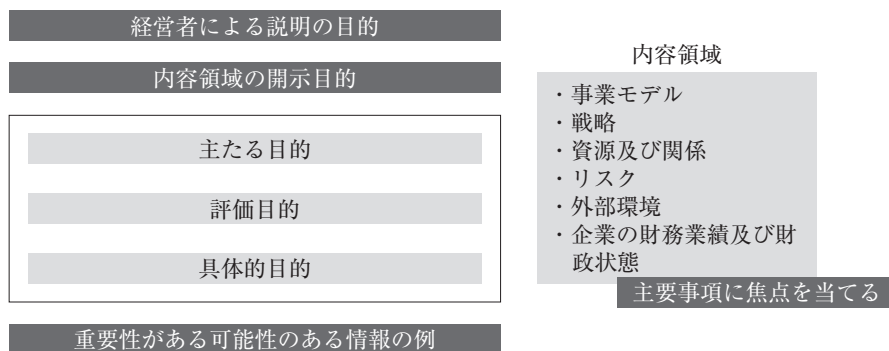
めに提供することを提案している（本公開草案 4.16 項及び 4.17 項）。

6. 開示目的の設計—目的を基礎としたアプローチ（objectives-based approach）

本公開草案では、経営者による説明が、前述の「5」の目的を満たすことにつながる開示の要求事項を開発するにあたり、目的を基礎としたアプローチを提案している（本公開草案 IN13 項から IN16 項）。

すなわち、開示すべき情報は企業ごとに異なるため、開示すべき情報をリストアップするのではなく、経営者による説明の目的を支える開示目的を、6つの項目（Areas of content：内容領域）ごとに3段階に分けて規定することを提案している。

図 1：目的を基礎としたアプローチ



(1) 開示目的

本公開草案では、次の3つの要素から構成される開示目的が提案されている（本公開草案 4.3 項）。

① 主たる目的（Headline objective）

内容領域についての投資者及び債権者の全体的な情報ニーズを示している。

② 評価目的（Assessment objectives）

投資者及び債権者が提供された情報を評価するポイントを示している。

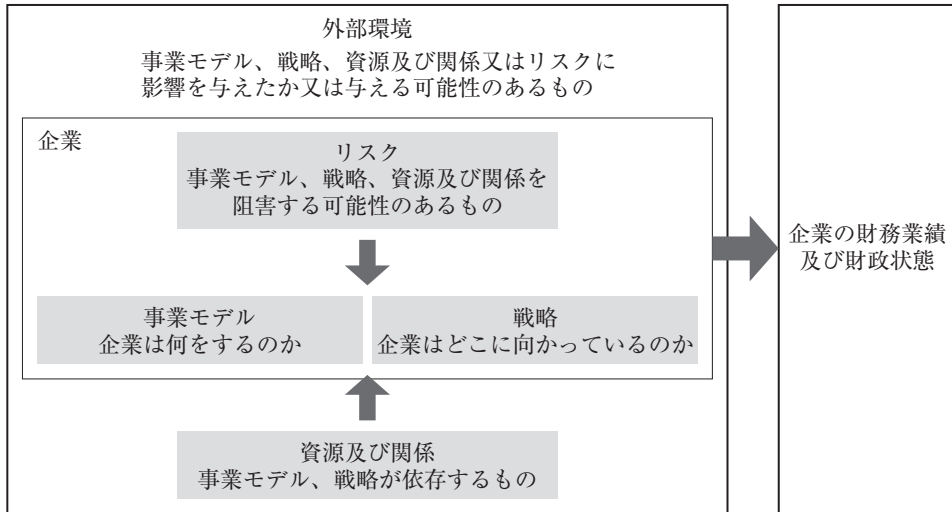
③ 具体的目的（Specific objectives）

投資者及び債権者が具体的に知りたい情報の概要を示している。

(2) 内容領域

本公開草案では、経営者による説明でカバーされる内容として、相互に関係する6つの内容領域が提案されている（本公開草案 IN14 項及び IN15 項）。

図 2：6つの内容領域の関係



また、本公開草案は、各内容領域についての開示目的を満たすために必要とされる情報を識別するため、経営者は次のことを行うことを提案している（本公開草案 4.4 項）。

- ① 具体的目的を満たすために必要とされる情報を識別する。
- ② ①の情報が、評価目的において記述されている評価の十分な基礎を提供するかどうかを評価する。十分な基礎を提供しない場合には、経営者は評価目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。
- ③ 具体的目的及び評価目的を満たすために必要とされる情報が、主たる目的を満たすために

十分かどうかを評価する。当該情報が不十分である場合には、経営者は主たる目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。

さらに、経営者は、内容領域についての開示目的を満たすために必要とされる情報が、経営者による説明の目的（本公開草案 3.1 項）を満たすために十分かどうかを評価し、当該情報が不十分である場合には、経営者は、当該目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別することが提案されている（本公開草案 4.5 項）。

次表は、内容領域のうち、事業モデルについての開示目的を示したものである（本公開草案 第 11 章）。

事業モデル		
主たる目的	評価目的	具体的目的
企業の事業モデルがどのように価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すのか	(1) 企業の事業モデルが、価値の創出及びキャッシュ・フローの生成においてどれだけ有効であるか (2) 企業の事業モデルが、どれだけ拡張可能性及び適応可能性があるか (3) 企業の事業モデルが、どれだけ弾力性及び永続性があるか	(1) 企業の営業の範囲、性質及び規模 (2) 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル (3) 企業の活動の環境及び社会への影響（それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合） (4) 企業の事業モデルの管理における進捗度

(3) 主要事項 (key matters)

本公開草案では、投資者等が必要とする情報が開示されるようにするため、「主要事項」という概念を導入し、企業は各内容領域におい

て、企業が価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項に焦点を当てることを要求することを提案している（本公開草案 4.7 項から 4.14 項）。

内容領域	主要事項
事業モデル	価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力を根本から支える、事業モデルの主要な特徴
戦略	価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力の維持及び開発に不可欠な戦略
資源及び関係	価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力が根本的に依存する資源及び関係
リスク	価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力を根本的に阻害するリスク
外部環境	価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力に根本的に影響を与えたか又は根本的に影響を与える可能性のある諸要因及びトレンド
企業の財務業績及び財政状態	価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力の理解に不可欠な、財務諸表に影響を与えた（与え得る）要因

7. 重要性 (materiality)

本公開草案では、企業に、経営者による説明の目的を満たす「重要性がある」情報を提供することを求め、「経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある」という定義を提案している（本公開草案 3.2 項）。

重要性がある情報の多くは、前述の主要事項に関するものである可能性が高いとされている（本公開草案 3.15 項、3.16 項、4.7 項及び 4.8 項）。企業は、開示情報を作成するにあたり、各内容領域の開示目的を満たすよう主要事項に関連する情報を識別したうえで、重要性の判断を適用することが提案されている。本公開草案では、次表のように、内容領域ごとの開示目的、主要事項、指標、重要性がある可能性のある情報の例を示している。

事業モデル（本公開草案第 5 章及び第 15 章より一部抜粋）

開示目的（具体的目的）	主要事項	指標	重要性がある可能性のある情報の例示
(1) 企業の営業の範囲、性質及び規模	事業モデルの主要な特徴	<ul style="list-style-type: none"> 生産能力、生産量 営業に要するインプット 	企業内の営業の依存関係、シナジーに関する説明 例：製造会社が大部分の製品の製造を 1 台の特殊な機械に依存している。

8. 「経営者による説明」における情報が有すべき質的特性（属性）

本公開草案における PART C「情報の選択及び表示」では、経営者による説明に含まれる情報が有すべき情報の性質（質的特性/属性³⁾や、属性を踏まえた有用な指標⁴⁾、相互参照の方法等が説明されている。

IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）は、一般目的財務報告における情報が有すべき「質的特性（qualitative characteristics）」を、投資者等の情報の利用者が、報告企業に関する意思決定を財務情報に基づいて行う際に、最も有用となる可能性の高い情報の種類としている（概念フレームワーク 2.1 項）⁵⁾。

本公開草案では、経営者による説明の情報は、概念フレームワークに示されている有用な財務情報の質的特性を有するべきであるという現行の PS 第 1 号の要求事項を維持することを提案している（本公開草案 BC97 項）。

一方で、本公開草案は、経営者による説明が利用者にとって有用な情報を必ずしも提供していない要因として、提供される情報に概念フレームワークにおける質的特性が備わっていない場合があり、作成者の中には、何が利用者にとって有用な情報となるのか、何がその情報の有用性を高めるのかを理解していない可能性がある

している（本公開草案 BC95 項、BC96 項及び BC98 (a)項）。また、経営者による説明には、財務諸表よりも多くの検討と分析、非財務情報（財務諸表で資産として認識されていない無形の資源に関する情報等）、将来予測情報が含まれる可能性が高いとしている（本公開草案 BC52 (b)項、BC53 項、BC98 (b)項）。

以上を踏まえ、本公開草案では、各属性について、概念フレームワークの質的特性に対応する記述に基づき、概念は同じでもいくつかの質的特性に対してより日常的な表現を使用した簡潔な記述とすることを提案している（本公開草案 BC99 (a)項）。具体的には、経営者による説明が提供する情報として、次の 7 つの属性を規定している（本公開草案第 13.1 項から第 13.3 項）。なお、重要性は、本公開草案の属性には含まれていない。

(1) 要求される情報の属性⁶⁾

完全性、バランス、正確性、一体性

(2) 望ましい情報の属性⁷⁾

明瞭性及び簡潔性、比較可能性、検証可能性

概念フレームワークの質的特性と、本公開草案の情報の属性の比較表は次のとおりである。

3 本公開草案では質的特性を「属性（attributes）」と呼んでいる。

4 企業の財務又は非財務の業績又は状態の定量的側面又は定性的側面をモニターするために使用される測定値（本公開草案 14.1 項）。

5 有用な財務情報の質的特性は、財務諸表で提供される財務情報のほか、財務諸表以外の方法で提供される財務情報に適用される（概念フレームワーク 2.3 項）。

6 本公開草案の提案を要約したスナップショットでは、完全性、バランス、正確性に一体性を加えた 4 つを「要求される情報の属性」としている。本公開草案 13.1 項及び 13.3 項では、経営者による説明がその目的を満たすためには、提供される情報は完全で、バランスが取れていて、正確である必要があり、また、経営者による説明における情報の完全性、明瞭性及び比較可能性は、すべて、当該情報が十分に統合された一体性のある全体として提供されることに依存するとしている。

7 本公開草案 13.2 項では、情報は、明瞭かつ簡潔で、過去の期間に企業が提供した情報及び他の企業が提供した情報と比較可能で、検証可能性を高める方法で提供されれば、投資者及び債権者にとってより有用であるとされている。

No	本公開草案	概念フレームワーク	備考
1	重要性 (Materiality)	重要性 (Materiality) 目的適合性 (Relevance)	概念フレームワークでは、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であるとされている。本公開草案はその点を認めながら、単純化のため (for simplicity)、重要性のみに言及することとしたとしている (BC102 項)。
2	完全性 (Completeness)	完全性 (Completeness)	概念フレームワークでは、これら3つの特性を「忠実な表現 (faithful representation)」としている。本公開草案では、これら3つの用語及び定義を変更し、これら3つに「一体性」を加えた4つを「要求される情報の属性」としている。
3	バランス (Balance)	中立性 (Neutrality)	
4	正確性 (Accuracy)	誤謬がないこと (Freedom from error)	
5	明瞭性及び簡潔性 (Clarity and conciseness)	理解可能性 (Understandability)	本公開草案では、用語を変更し「望ましい情報の属性」とし、ガイダンスを提供している。
6	比較可能性 (Comparability)	比較可能性 (Comparability)	本公開草案では、「望ましい情報の属性」とし、ガイダンスを提供している。
7	検証可能性 (Verifiability)	検証可能性 (Verifiability)	本公開草案では、「望ましい情報の属性」とし、ガイダンスを提供している。
8	一体性 (Coherence)	-	概念フレームワークでは基本的又は補強的質的特性に含まれていない。
9	-	適時性 (Timeliness)	本公開草案では属性に含まれていない。

IV. 今後の予定

本公開草案のコメント期限は、2021年11月23日である。IASBは、今後アウトリーチを実施することを計画している。

なお、IFRS財団は、2021年4月、グローバルで統一されたサステナビリティ報告基準を開発することを目的とする、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設立するための定款修正案に関する公開草案を公表した。当該公開草案には、ISSBが扱う予定である具体的な業務範囲の記述はなく、PS第1号や経営者に

よる説明との関係は具体的に提案されていない。また、本公開草案においても、ISSBとの関係について具体的な提案はなされておらず、関係者に対する質問が含まれているのみである⁸。IFRS財団は、11月に開催される国連気候変動会議 (COP26) においてISSBの設立を表明するための準備をかなり急いでおり、本公開草案の内容は、ISSBが扱う可能性がある基準の内容と重複する可能性があるため、IFRS財団の動向についても注視されたい。

8 本公開草案では、将来において、企業はサステナビリティ基準を設定するための審議会が公表した基準を本PS第1号に準拠するために必要となる情報の一部を識別するのに役立つために適用することができる可能性がある、としている (本公開草案 IN18 項)。